

11 税金・公共料金の減免

(1) 税金の減免

① 国 税

区分		内 容		問合せ先
国 税	所得税	障害者控除	納税者本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者（身体障害 3～6 級、中・軽度の知的障害、精神 2・3 級等）に該当する場合	所得控除 障害者一人につき 27 万円
		障害者控除（特別障害者）	納税者本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障害者（身体障害 1・2 級、重度の知的障害、精神 1 級等）に該当する場合	所得控除 特別障害者一人につき 40 万円
		障害者控除（同居特別障害者）	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が、納税者本人又はその配偶者若しくは納税者本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている場合	所得控除 同居特別障害者一人につき 75 万円
		地方公共団体が心身障害者に関して実施する扶養共済制度に基づいて受ける給付金の非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者として、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給する場合の当該給付金で一定の要件を備えているもの	非課税
		小規模企業共済等掛金控除	地方公共団体が心身障害者に関して実施する心身障害者扶養共済制度の掛金で、一定の要件を備えているもの	所得控除 掛金額
	相続税	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の相続における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税
		障害者控除	相続又は遺贈によって財産を取得した者が居住無制限納税義務者であり、民法第 5 編第 2 章の規定による相続人に該当し、かつ、障害者である場合	税額控除 10 万円（特別障害者の場合は 20 万円）に 85 歳に達するまでの年数を乗じた額
	贈与税	特定障害者に対する贈与税の非課税	居住無制限納税義務者である特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を有することとなる場合で、信託の際に信託会社の営業所等を経由して「障害者非課税信託申告書」を所轄の税務署長に提出した場合	6,000 万円まで非課税（特別障害者以外の者は、3,000 万円まで非課税）
		心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の贈与における非課税	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている心身障害者共済制度に基づいて支給される場合の当該給付金を受ける権利	非課税
	森林環境税	非課税	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が 135 万円以下の者	非課税 市町

②地方税

区分		内 容			問合せ先
地方税	住民税	非課税	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親であって分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が135万円以下の者	非課税	市町
		障害者控除	納税義務者又はその同一生計配偶者、扶養親族が障害者（身障3～6級、中・軽度知的障害、精神2・3級）である場合	所得控除 26万円	
		特別障害者控除	納税義務者又はその同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者（身障1・2級、重度の知的障害、精神1級）である場合	所得控除 30万円	
		同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が、納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合	所得控除 53万円	
		心身障害者扶養共済の掛金控除	条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	所得控除 支払った額	
	事業税	重度の視力障害者（失明または両眼の視力が矯正視力0.06以下の者）が行うあんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業		課税の対象外	県税 事務所
	ゴルフ場利用税	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等 ※ゴルフ場に対して申請書の提出及び障害者であることを確認できる証明書の提示が必要となります。		申請により課税されません	
	自動車税	①身体障害者本人〔視4級、聴3級、平衡3級、音声3級の一部、上肢2級、下肢6級（7級の重複を除く。）、体幹5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能2級・移動機能6級、内部3級以上の者〕又は精神障害者本人（1級）が運転する自動車で、当該身体障害者又は当該精神障害者が所有する自動車 ②身体障害者〔視4級、聴3級、平衡3級、上肢2級、下肢3級、体幹3級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能2級・移動機能3級、内部3級以上の者〕、重度の知的障害者（療育手帳A・A1・A2）及び精神障害者（1級）（以下これらの者を「心身障害者」という。）のために、当該心身障害者と生計を一にする者又は当該心身障害者の常時介護者が運転する自動車で、当該心身障害者、当該生計を一にする者又は当該常時介護者が所有する自動車 （注）2以上の障害が重複し、身体障害者手帳の級別の表示が上の級となっている場合がありますが、この場合は個別の障害の等級で判断します。ただし、級別の表示が1級の場合に限り、減免の対象に該当するものとします。 申請期限や申請に必要な書類については各事務所にお問い合わせください。		申請により減免されます	自動車 税事務 所 又は 県税 事務所
	軽自動車税	軽自動車税の減免については、各市町で取扱いが異なりますので、直接各市町にお問い合わせください。		申請により減免されます	市町

※ 詳しい内容は、関係機関にお問い合わせください。

(2)NHK受信料の免除

免除申請にあたり、市福祉事務所又は町役場で申請書に証明を受ける必要があります。

	対象及び適用条件
全額免除	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P109、111）
NHK宇都宮放送局（TEL.028-634-0088） 受付時間平日10:00～17:00

(3)郵便料金の減免

区分	内容	郵便料金	備考
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とする郵便物	3キログラム以下無料	「点字用郵便」の表示
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物	3キログラム以下無料	指定を受けている点字図書館等からの差し出し、又はがん等施設宛に差し出されるものに限る
点字ゆうパック	点字のみを掲げたものを内容とする荷物	別表のとおり	見本の提示または、一部開封外装に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載 30kg 以内
聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障害者用ビデオテープ（画像に字幕又は手話を挿入したもの）を内容とする荷物	別表のとおり	聴覚障害者と指定施設との間で発受されるものに限る 見本の提示又は、一部開封外装に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載 30kg 以内
定期刊行物・第三種郵便差出の特例	心身障がい者団体であること及び心身障がい者の福祉を図ることを目的として発行される定期刊行物	低料第三種郵便物扱い	1回の発行部数が500部以上（日本郵便株式会社の承認が必要）

別表

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

□問合せ先 日本郵便株式会社

(4)NTTふれあい案内（無料電話番号案内）

障害者の社会参加を促進するために、申請により無料で電話番号案内を利用することができます。

◎対象者

- ①視覚障害・・・身体障害者手帳（1～6 級）
- ②聴覚障害・・・身体障害者手帳（2～4 級、6 級）
- ③肢体不自由〔上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害〕（1・2 級）
- ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害・・・身体障害者手帳（3・4 級）
- ⑤療育手帳所持者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑦戦傷病者手帳所持者
 - ア. 視力の障害(特別項症～第 6 項症)
 - イ. 聴覚の障害(第 2 項症、第 4 項症)
 - ウ. 上肢の障害(特別項症～第 2 項症)
 - エ. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害(第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症)

□問合せ先

【登 録 窓 口】 ※これからふれあい案内に登録する方

NTTふれあい案内事務局（TEL.0120-104-174 FAX.0120-104-134 全国共通）

受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)除く）

※ FAX によるお問合せの注意事項

- ・ FAX で申込書、障害者手帳等を送付いただいても受け付けられません。送付された場合は破棄いたします。
- ・ 返信は FAX で行いますので、FA9X を受信できる方のみ FAX でお問合せください。

【番号案内窓口】 ※ふれあい案内登録済の方

NTT ふれあい案内センター TEL.0120-104-565 FAX.0120-000-104（全国共通）

受付時間 9:00～17:00（年中無休）

(5)携帯電話の基本使用料等の割引

障害者の社会参加を促進するために、各携帯電話会社では基本使用料等が割引になるサービス等を用意しています。

サービス名	割引の詳細	
NTTドコモ ハートィ 割引	対象者	下記のいずれかの交付を受けており、利用者として登録されている方が対象となります。申込みにあたっては、下記手帳・証明書の確認があります。 ・身体障害者手帳 ※1 「赤い手帳」と呼ばれる場合もあります) ・療育手帳 ※1 (「愛の手帳」「緑の手帳」と呼ばれる場合もあります) ・精神障害者保健福祉手帳 ※1 (「障害者手帳」と呼ばれる場合もあります) ・特定疾患医療受給者証 ※2 ・特定疾患登録者証 ※2 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ※2 ※1 ドコモショップ、量販店、一般代理店では、スマートフォン向け障害者手帳アプリ ミライロ ID でも受付可能です。 ※2 発行元により名称が異なる場合があります。 ◆交付を受けている本人が契約者名義または、利用者として登録している方で、一人につき1回線のみ割引を適用できます(同一月内で1回線のみ割引適用可能。すでに他回線で「ハートィ割引」を適用されている場合、適用中の「ハートィ割引」を廃止後、新たな回線を「翌月から適用」で申込む必要があります。) ◆手帳・証明書の内容に次の変更が生じた場合は、ドコモ インフォメーションセンターまたは近くのドコモショップ/d garden などへ申し出てください。 ・記載事項(手帳・証明書番号、発行元自治体)に変更が生じた場合 ・手帳・証明書の交付基準に該当せず、手帳・証明書を返還された場合 ※「ドコモ mini」「irumo」は、ハートィ割引対象外の料金プランとなります。 ※その他、契約にあたっての注意事項は、下記ホームページで確認してください。 https://www.docomo.ne.jp/charge/heartly/notice.html?icid=CRP_CHA_heartly_to_CRP_CHA_heartly_notice&dynaviid=case0004.dynavi
	問合せ先	【ドコモ インフォメーションセンター】 ・ドコモの携帯電話からの場合、局番なしの151 ・一般電話などからの場合、0120-800-000 受付時間：9:00～20:00(年中無休) ※一部のIP電話からは接続できない場合があります。 ※年末・年始の期間中は変更になる場合があります。 【パソコン・スマートフォン】 https://www.nttdocomo.co.jp/mydocomo/support/contact/index.html 【近くのドコモショップ/d garden】 https://shop.smt.docomo.ne.jp/index.html

サービス 名称	対象者	問合せ先
KDDI au スマイル ハート 割引	以下のいずれかの交付を受けていること。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・特定疾患登録者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ※ スマートフォン向け障害者手帳アプリの「ミライロ ID」でも受付可能です。 （au Style/au ショップのみ） ※別途、契約者本人の確認書類が必要です。	○電話 ・auの携帯番号からの場合、局番なしの157（無料） ・一般電話等からの場合 0120-977-033（無料） ・受付時間 9：00～20：00 ○チャット https://www.au.com/support/inquiry/message/ ○手話 https://www.au.com/support/inquiry/sign-language/ ○遠隔手話接客対応店舗 https://www.au.com/aushop/sign-language/
ソフト バンク ハート フレンド 割引	個人契約であること。 以下のいずれかの交付を受けていること。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ※2 ・特定疾患登録者証 ※2 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ※2 ・特定疾患医療券 ※2 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）※2 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ※2 ・マル都医療券 ※2 ・奈良県特定疾患医療費助成事業承認書※2 同一使用者名義の別回線にて、ハートフレンド割引の適用がないこと。 当サービスの対象となるお客さまが使用者として使用者情報に登録されていること。 ※1 スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」でも受付可能です。 （店舗のみ） ※2 別途、本人確認ができる書類（運転免許証、パスポートなど）が必要です。	○ソフトバンクカスタマーセンター ・ソフトバンク携帯電話から：157（通話料無料） ・一般電話から：0800-919-0157（通話料無料） ・受付時間：オペレーター対応（10:00～19:00 年中無休） ・自動音声応答サービス（24 時間） ○FAX による問合せ FAX.03-5459-6626 ・営業時間 10:00～17:00 ○チャット（9:00～20:00） https://www.softbank.jp/mobile/support/softbank-life-support/ ○手話カウンター（ソフトバンク渋谷） ・ソフトバンク携帯電話からメール 090-6565-7718（メールのみ対応） ・他社携帯電話からメール hsc.jp@softbank.ne.jp ・パソコンからメール sbmmb-sc@g.softbank.co.jp ・営業時間 10:00～18:30 ・電話による問合せ（10:00～20:00）TEL.03-5459-6625

(6)県立施設使用料等の免除

No	名 称	所在地	TEL
1	コジマ子どもサイエンスパーク (展示室、プラネタリウム)	宇都宮市西川田町 567	028-659-5555
2	栃木県立美術館	宇都宮市桜 4-2-7	028-621-3566
3	栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2	028-634-1311
4	とちぎ花センター（鑑賞大温室）	栃木市岩舟町下津原 1612	0282-55-5775
5	栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠 2480-1	0288-55-0880
6	英国大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0880
7	イタリア大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0388
8	栃木県井頭公園（花ちょう遊館）	真岡市下籠谷 99	0285-83-3121
9	とちぎ明治の森記念館	那須塩原市青木 27	0287-63-0399
10	栃木県日光田沼沢御用邸記念公園（御用邸本邸）	日光市本町 8-27	0288-53-6767
11	栃木県とちぎわんぱく公園（ふしぎの船）	壬生町国谷 2273	0282-86-5855
12	栃木県なかがわ水遊園	大田原市佐良土 2686	0287-98-3055
13	障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）	宇都宮市若草 1-10-6	028-678-6677
14	栃木県立県南体育館	小山市外城 371-1	0285-21-0021
15	栃木県立県北体育館	大田原市美原 3-2-62	0287-22-8012
16	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市所野 2854	0288-53-5881
17	ホンダヒート・グリーンスタジアム	宇都宮市清原工業団地 32	028-667-0962
18	栃木県立温水プール館	小山市外城 371-1	0285-22-4617
19	栃木県ライフル射撃場	宇都宮市新里町乙 1067	028-689-9715
20	栃木県総合運動公園北・中央	宇都宮市西川田 4-1-1	028-615-0581
21	栃木県総合運動公園東エリア (日環アリーナ栃木)	宇都宮市西川田 4-1-1	028-658-5900
22	とちぎスポーツ医科学センター	宇都宮市西川田 4-1-1 カンセキスタジアムとちぎ内	028-645-2080

<対象者（No. 1～12の施設及び、No. 14～21の施設）>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証を所持している方と、第1種障害者（※）の介助のための同伴者（障害者1名につき介助者1名）。

※注：第1種障害者

- ・身体障害者…視覚1～3級と4級の一部、聴覚2・3級、肢体1級と2・3級の一部、
内部1・3級と4級の一部、免疫障害1～4級、肝臓障害1～4級
- ・知的障害者…療育手帳A1・A2・A
- ・精神障害者…1級

<手続き（No. 1～12の施設及び、No. 14～21の施設）>

入館等の際、受付で手帳（ミライロID〔障害者手帳アプリ〕も可）もしくは受給者証を提示してください。

<対象者（No.13の施設）>

障害者、障害者1名につき1名の介助者、障害者団体等は利用料金が減免されます。

【障害者】

- ①身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者
- ②障害福祉サービス受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療費受給者証のいずれかの交付を受けた者
- ③「①、②」と同等の心身の機能の障害があると指定管理者が認める者

【障害者団体】

- ①構成する者のうち半数以上が障害者である団体（例：障害者のスポーツサークル）
- ②障害者スポーツの指導者やボランティア等を育成する団体
- ③特別支援教育を行う学校
- ④障害福祉サービス等を行う事業者等
- ⑤専ら障害者福祉活動を行っている指定管理者が認める団体

<手続き（No.13の施設）>

詳細は、障害者スポーツセンターにお問い合わせください。

12 職業相談窓口

(1)ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークで、就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

No	名称	所在地	TEL	手話協力員
1	ハローワーク 宇都宮	320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階 管轄区域：宇都宮市、上三川町、高根沢町	028-638-0369	あり
2	ハローワーク 那須烏山	321-0622 那須烏山市城東4-18 管轄区域：那須烏山市、那珂川町	0287-82-2213	
3	ハローワーク 鹿沼	322-0031 鹿沼市睦町287-20 管轄区域：鹿沼市	0289-62-5125	
4	ハローワーク 栃木	328-0041 栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎1階 管轄区域：栃木市、壬生町	0282-22-4135	あり
5	ハローワーク 佐野	327-0028 佐野市万町2779-1 管轄区域：佐野市	0283-22-6260	
6	ハローワーク 足利	326-0057 足利市丸山町688-14 管轄区域：足利市	0284-41-3178	あり
7	ハローワーク 真岡	321-4305 真岡市荒町5101 管轄区域：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-8655	
8	ハローワーク 矢板	329-2162 矢板市末広町3-2 管轄区域：矢板市、さくら市、塩谷町	0287-43-0121	
9	ハローワーク 大田原	324-0058 大田原市紫塚1-14-2 管轄区域：大田原市、那須塩原市のうち 旧西那須野町・旧塩原町	0287-22-2268	あり

No	名称	所在地	TEL	手話協力員
10	ハローワーク 小山	323-0014 小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内 管轄区域:小山市、下野市、野木町	0285-22-1524	あり
11	ハローワーク 日光	321-1272 日光市今市本町32-1 管轄区域:日光市	0288-22-0353	
12	ハローワーク 黒磯	325-0027 那須塩原市共壘社119-1 管轄区域:那須塩原市のうち旧黒磯市、那須町	0287-62-0144	

※ 手話協力員の配置日、時間は定められていますので、直接各ハローワークに問い合わせてください。

(2) 栃木障害者職業センター

栃木障害者職業センターでは、地域のハローワークや関係機関と協力しながら、就職や復職、職場定着を希望する障害者の方に対して職業相談や職業評価、職業準備支援、職場定着に向けたジョブコーチ支援、リワーク(復職)支援等を行っています。

□問合せ先 〒320-0072 宇都宮市若草1丁目4-23
ポリテクセンター栃木敷地内 TEL.028-348-3216 FAX.028-348-3190

(3) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、雇用・保健福祉・教育関係機関と連携し、障害者の就業、及びこれに伴う日常生活・社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

就業面では、就職準備(実習等)、就職活動、職場定着などの支援を行っています。

生活面では、生活習慣の形成や健康管理・金銭管理などの助言や、地域生活・余暇活動の支援を行っています。

No	名 称	所在地	TEL	FAX
1	宇都宮圏域 障害者就業・生活支援センター	321-0905 宇都宮市平出工業団地 43-100 管轄区域:宇都宮市	028-678-3256	028-678-3257
2	県西圏域 障害者就業・生活支援センター 「フィールド」	322-0007 鹿沼市武子 1566 (福) 希望の家内 管轄区域:鹿沼市、日光市	0289-63-0100	0289-60-2589
3	県東圏域 障害者就業・生活支援センター 「チャレンジセンター」	321-4305 真岡市荒町 3-9-5 管轄区域:真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-85-8451	0285-85-8452
4	県南圏域 障害者就業・生活支援センター 「めーぷる」	321-0206 壬生町あけぼの町 5-6 管轄区域:栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	0282-86-8917	0282-21-7109
5	県北圏域 障害者就業・生活支援センター 「ふれあい」	329-1312 さくら市櫻野 435-1 管轄区域:大田原市、矢板市、さくら市、那須塩原市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	028-681-6633	028-681-6634
6	両毛圏域 障害者就業・生活支援センター	326-0032 足利市真砂町 1-1 栃木県安足健康福祉センター内 管轄区域:足利市、佐野市	0284-44-2268	0284-44-2268

(4)就労相談

障害者就業・生活支援センターの支援員による専門相談窓口を定期的に開設して、障害者の就労に関する相談に応じています。

□問合せ先 とちぎジョブモール TEL.028-623-3226

13 就労支援

(1)ジョブコーチ(職場適応援助者)による支援

障害者が職場に適応できるように、ジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向いて直接的・専門的支援を行います。

障害者が新たに就職する際の支援のほか、雇用後の職場適応支援も行います。

また、障害者に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を図るための提案をします。

標準的な支援期間は3ヶ月程度で、事業所によるサポート体制づくりを支援し、職場定着を促進することを目的としています。

□問合せ先 栃木障害者職業センター TEL.028-348-3216

(2)障害者職業訓練

障害者職業訓練では、障害者の雇用促進と職業的自立を図るため、社会福祉法人等に委託して就職に必要な知識や技能の習得を目指す「知識・技能習得コース」や事業所で作業をしながら実践的な能力を身につける「実践能力習得コース」を実施しています。

□問合せ先 県労働政策課雇用対策担当 TEL.028-623-3224

栃木県立県央産業技術専門校 TEL.028-689-6380

(3)障害者就業体験

障害者に対し、受入協力事業所において2週間程度の就労を体験する機会を提供し、働くことの体験から就労意欲の向上へ繋がります。受入企業側もともに働く体験から、障害者雇用に対する理解を深め、障害者の雇用の促進と就労の安定を図ります。

□問合せ先 県労働政策課雇用対策担当 TEL.028-623-3224

とちぎ障害者雇用推進協議会 代表:(福)せせらぎ会 TEL.0282-86-8917